



成年後見制度について

精神保健福祉士 金古 幸代

1) 成年後見制度とは？・・・

認知症・知的障害・精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではなくなったとき、本人の権利を守る援助者を選び、本人を法的に支援する制度

2) 成年後見制度の種類・・・

任意後見制度 → 将来判断能力が不十分になった時に備えて、あらかじめ「誰に」「どのような支援をしてもらうか」を契約により決めておく

法定後見制度 → 判断能力が不十分になってから、家庭裁判所に申し立てをする事で援助者を選んでもらう

ここでは、法定後見制度についてもう少し詳しく書きたいと思います

法定後見制度の3種類

○法定後見制度には、本人の判断能力に応じて「補助」「補佐」「後見」の3つの制度を利用できます

	補助	補佐	後見
本人の状態	判断能力が不十分 （普段の買い物は自分で出来るが、株や土地などの財産をどうしたら良いか自分では決められない（自信が無い）等）	判断能力が著しく不十分 （訪問販売や株など不要な買い物をしてしまい、財産をつぎ込んでしまっている等）	判断能力が全くない （重度の精神障害や認知症があり、病識もあまりない等）
申し立てが出来る人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市区町村長など		
本人の同意	補助人を誰にするか、 本人の同意が必要		申し立て、保佐人（後見人）の選任に本人の同意不要

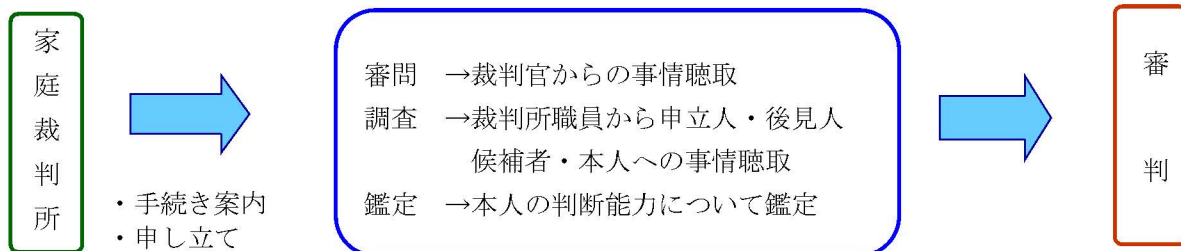
○申し立て場所・・・本人の住所地を管轄する家庭裁判所になります

日田市・玖珠郡 → 大分地方・家庭裁判所日田支部
(住所：日田市淡窓1-1-53 電話：0973-23-3145)

中津市・宇佐市 → 大分地方・家庭裁判所中津支部
(住所：中津市二ノ丁1260 電話：0979-22-2115)

小国町・南小国町 → 熊本地方・家庭裁判所阿蘇支部
(住所：阿蘇市一の宮町宮地2476-1 電話：(0967-22-0063)

○申し立てから裁判まで・・・



※申し立てから裁判まで2～3ヶ月かかります。

後見や補佐開始の審判をする為に、精神鑑定が必要とされる事があり、その場合は更に長くかかる事もあります。

「本人の権利や財産」を守る、大切な役割を持った成年後見制度ですが、申し立て別に必要な書類やかかる費用があります。詳細については管轄の家庭裁判所にてお尋ねください。

作業療法だより



今年の夏も暑い日が続きましたね。9月に入り悪天候も続き太陽が恋しくなっている今日この頃です。私事ではありますが、子供の運動会は晴れるだろうか・・・心配している次第であります。

今月の作業療法だよりは8月に行われた盆踊り大会の様子をご紹介します。1階病棟では8月19日に2階病棟では8月17日に開催されました。浴衣やハッピー姿の患者さんや看護師さん、病棟内はちょうちんや紅白幕でばっちりの雰囲気でした。まずは、炭坑節から「掘って～掘って～また掘って～担いで、担いであとずさり、押し



医療法人百花会 上野公園病院

通所リハビリ ふきのとう
居宅介護支援センターうえの

ホームページアドレス

<http://www.uenokoen-hospital.jp/>

E-mail

uenokoen-hp@giga.ocn.ne.jp

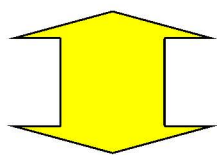


高齢者の疾患の特徴

- ① 一人で多くの疾患をもっている
- ② 個人差が大きい
- ③ 症状が非定型である
- ④ 水・電解質の代謝異常を起こしやすい
- ⑤ 慢性の疾患が多い
- ⑥ 薬剤に対する反応が成人と異なる
- ⑦ 生体防御力が低下しており、疾患が治りにくい
- ⑧ 患者の予後が医療のみならず社会的環境に大きく影響される

て～押して～開いてチョチョンがチョン」と言いながら踊りました。また、ズンパ音頭で腰を振り、ふるさと音頭でしみじみと・・・踊っている方も見学されている方も楽しく過ごせていました。

また、カラオケでは私がびっくりしたのが西1病棟の女性の患者さんでしたが、とても上手に黒田節を唄ってくださり、プロ顔負けの歌唱力でした。今年の盆踊り大会もたくさんの笑顔でたいへん盛り上がりました。



入院患者様のご家族へお願い致します。

当院では、患者様やご家族様に安心してそれぞれの生活を送っていただけるよう努めておりますが、高齢者には上記のような特徴もあり、急に状態が変化することがございます。速やかにその疾患の専門医を受診していただきたい時、或いは当院での看取りを希望されていて、今、正にその時が近づいている時などは、事前にお知らせいただいている番号に連絡をしていますが、そんな時に電話に出いていただけない、折り返しの連絡をいただけないケースがあり、困っています。

そこで、**24時間必ず連絡の取れるように携帯電話は絶えず所持してください。**今回のお願いの趣旨をご理解いただき、併せてご協力をお願い致します。